

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【113】

2. 日時：令和4年3月10日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁ナカムラですそれではあの、しまいに豪雪後任のヒアリングを始めたいと思いますので中国電力の方からご説明お願いします。
0:00:14	中国電力の原です。よろしく申し上げます。藤。それではまず、資料の確認をさせていただきます。
0:00:21	屋外だけちよっとの線量のコメント回答の関連につきましては、
0:00:27	NS2-ほか-049。
0:00:31	MACE2-方-010 敗 03。
0:00:36	NS2-添4-002-03 回ゼロイチ。
0:00:43	NS2、iPhone0.6-007 I 分 03 回ゼロイチ。
0:00:51	2月4日に提出済みとなり、なります。
0:00:55	続いて、
0:00:56	飛散物による損傷の防護についての資料ですが、
0:01:01	NS2-ほか-069。
0:01:05	NS2-1-037。
0:01:09	NSに-1-037 過去費。
0:01:14	Ms2-補-008 回 04。
0:01:19	3月7日に提出済みとなります。資料はおそろいでしょうか。
0:01:26	規制庁仲田です。はい。大丈夫ですよろしく申し上げます。
0:01:31	中国電力の原です。本日の進め方ですが、
0:01:35	まず、屋外ダクトの線量のコメント回答を実施し、その後質疑、
0:01:41	一旦区切らせていただいて、飛散物による損傷後、
0:01:46	説明を実施して、
0:01:49	その後質疑という流れでよろしいでしょうか。
0:01:54	規制庁ナカムラですはい大丈夫です。
0:02:00	中国電力の原です。それでは、
0:02:03	伯東屋外ダクトの線量に関するコメント回答について、
0:02:07	ご説明させていただきます。
0:02:10	NS2-0、他-049 の指摘事項に対する回答整理表のコメントの順に、
0:02:19	前回のご指摘を踏まえて修正した内容についてご説明させていただきます。
0:02:26	ナンバー1 からナンバー
0:02:28	12 につきましては、
0:02:31	2月17日のヒアリングに行ってご説明、ご回答済みとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	屋外配管ダクトの遮へい及び熱状況についての計算書に対する指摘事項とその回答については、No.13 以降になります。
0:02:48	それではまず、No.13 の、
0:02:51	回答になりますが、ナンバー13 の指摘事項については、
0:02:56	設計基準線量率の定義を確認することとなります。
0:03:00	こちらについてNS2-添4-002-03 回ゼロイチの計算書の1 ページ目をお願いします。
0:03:12	こちらについては、前回外部放射線に係る設計基準線量率に係る記載の統一が図れていなかったため、
0:03:21	設計基準線量率として記載を統一しております。
0:03:26	2 ページの表についても、
0:03:28	基準外部線量率としておりまして、基準外部放射線量率としておりましたが、
0:03:35	同様に、
0:03:36	記載を修正しております。
0:03:39	No.13 についてのご回答は以上となります。
0:03:43	と言ってナンバー14 ですが、
0:03:46	審議事項については、機器の配置を機器等の配置とするか確認することとなります。
0:03:55	計算書の1 ページ目をお願いします。
0:03:59	2.2 の項目で、黄色ハッチングしている箇所になりますが、
0:04:05	こちらは2.1 の、
0:04:08	遮へい設計評価の基本設計方針の、
0:04:11	第2 段落のところですが、
0:04:14	放射性物質を内包する機器及び配管を、以下、機器等という形でありましたが、
0:04:21	あつとしております。
0:04:23	放射線部。
0:04:24	放射線業務従事者の作業性を考慮しているものについては同様となりますので、
0:04:29	2.2 の項目についても、機器等、
0:04:32	と修正をしております。
0:04:35	No.14 の、
0:04:36	ご回答は以上となります。
0:04:39	続いてナンバー15 ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	指摘事項については、
0:04:44	線源とする配管の距離に距離等について、
0:04:49	遮へい設計の前提条件を踏まえ、保守的に設定していることを説明することとなります。
0:04:56	ちなみにの回答につきましては、補足説明資料を新たに作成しております。
0:05:02	ベースに、一法-010-03。
0:05:07	補足説明資料の、
0:05:09	通しの40ページ目をお願いします。
0:05:16	こちら、線源とする配管の距離等について、保守的に設定していることがわかるように記載をしております。
0:05:23	最後の段落のところですが、
0:05:27	今回の屋外配管ダクトにおける実際の位置関係については、最も遮へい。
0:05:33	駅に近い。
0:05:34	泉源配管であっても、配管中心から約410ミリ。
0:05:39	であり、残りの配管についても、1メートル以上の距離が確保されているため、遮へい設計の前提としている距離経理も十分保守的な評価となっております。
0:05:51	No.15に対する回答は以上となります。
0:05:56	続いてナンバー16。
0:05:58	ですが、
0:05:59	こちらの指摘事項は、
0:06:02	放射能濃度、
0:06:03	と、あと汚染、
0:06:05	線量率評価の詳細を補足説明資料で説明し、することとなります。
0:06:11	それについても補足説明資料に、評価の過程がわかるように記載を追加しております。
0:06:19	補足説明資料の4、通しの41ページから、
0:06:23	46ページのところにかけて記載をしておりますが、
0:06:28	不具合配管ダクトの配管は9本ありますが、
0:06:32	内部を流れる水は、CRDポンプ出口水。
0:06:36	雨水貯蔵タンク水、液体廃棄物処理系の機器ドレンろ過脱塩器出口水と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:44	機器ドレンタンク水となるため、それぞれの放射能濃度を求めております。
0:06:51	44 ページの表の 2 の 2 から表の 2-5 にそれぞれの計算結果を記載しておりますが、
0:06:59	各核種ごとに求めた。
0:07:02	結果を足し合わせ、放射能濃度を求めています。
0:07:06	ここに、
0:07:07	表 2-1 を
0:07:10	2-1 で、各核種、
0:07:13	を包含するように設定した系統を機器ごとの代表エネルギー。
0:07:18	より、
0:07:19	配管ごとの補助、線量率を求めています。
0:07:24	評価では、算出した結果や、保守的に設定した線源からの距離や形状等を、
0:07:30	QAD のコードを用いて算出しております。
0:07:34	線量率結果については、表 2-6 に記載の通りとなりますが、
0:07:39	各系統、機器ごとの線量率を足し合わせ、
0:07:44	屋外配管ダクトの線量率を求めています。
0:07:49	ナンバー 16-5 配当については以上となります。
0:07:55	続いてナンバー 17 の指摘事項ですが、
0:07:59	図の 4-2、2 つの配管サイズと、
0:08:03	の主要 2 系統を追加することとなります。
0:08:08	こちらについては補足説明資料の 40、通しの 48 ページに追加しております。
0:08:16	図の 3-1。
0:08:17	2、系統ごとに、配管サイズや本数がわかるよう、記載をしております。
0:08:24	ナンバー 17 につきましては以上となります。
0:08:28	続いてナンバー 18 の指摘事項ですが、
0:08:33	配管の貫通部の処理の状況を説明することとなります。
0:08:38	こちらにつきましては、計算書の、
0:08:41	13 ページをお願いします。
0:08:48	4.3. 1、開口部について黄色ハッチングで、
0:08:54	ハッチング箇所を追加しておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	今回の申請対象の状況として、開口部を設けない設計としていることを記載しております。
0:09:02	また、4.3.2の配管等の貫通部についても同様に、今回の、
0:09:08	申請対象と申請対象の状況として、
0:09:13	配管貫通部のスリーブに、
0:09:15	遮へい補強材を設け、放射性漏えいを防止することを記載しております。
0:09:21	ナンバー18に対する回答は以上です。
0:09:25	コメント回答につきましては以上となります。
0:09:35	規制庁中間ですはいありがとうございましたと、それでちょっと何点か確認だけさせていただきたいと思います。
0:09:47	補足説明の、
0:09:53	40ページなんですけど、
0:09:57	ちょっとこれ
0:09:59	書きぶりだけなんですけど。
0:10:01	一番身近い。
0:10:04	近い線源配管から、配管中心から、車平均で約410ミリで配管表面から約3.50mmっていうふうに記載があるんですけど。
0:10:15	残りの千賀仲間
0:10:17	1名以上確保されてる。
0:10:22	記載はあるんですけど、これで、では配管正面からは、何名とか、括弧で書いていただけたか持ってしょうか。
0:10:37	中国電力の原ですと。
0:10:41	残りの浅間配管につきましても、当社平気。
0:10:45	あら、表面で1メートル以上確保されている。
0:10:49	考えておりますので、ちょっとその辺あたりをわかるように記載したいと思います。
0:10:55	以上です。
0:10:57	規制庁中間ですよろしくお願ひします。あと41ページになるんですけど、
0:11:04	この書きぶりだけでちょっと恐縮なんですけど、ちょっと確認だけ、2ポツ1ポツ2ポツ1の、
0:11:15	制御棒駆動水圧ポンプ出口の放射能濃度はって書いてあって、
0:11:20	給水系の放射能濃度を同じとするって記載があるんですけど。
0:11:25	で、(1)のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	不整形の保証がない。
0:11:40	等、
0:11:42	復水系の放射能濃度とは違うっていう理解でよろしいですか。下のものと同じっていう理解でよろしいですね。
0:11:57	中国電力の南です。すいませんちょっとわかりにくくなっているかもしれませんが給水系としているのは復水ろ過脱塩装置、復水脱塩器装置出口、
0:12:09	のことと一緒にとなります。復水ろ過脱塩装置復水脱塩器装置を通過した後、
0:12:17	というのと一緒にとなりますので、給水系と言っているのがこの(1)と一緒にというふうになります。以上です。
0:12:25	規制庁長さわかりましたや復水系の放射能濃度の復水系のものを、
0:12:32	8日前したもの。
0:12:34	放射能が、
0:12:36	制御棒駆動水圧ポンプ出口の故障と同じっていう理解でよろしいですね。
0:12:43	中国電力の南です。はい。ご理解の通りです。以上です。
0:12:53	規制庁長さわかりました。あと41ページ同じページの一番下の、
0:13:02	ハロゲンの崩壊によって正直ガスモードなんですけど、
0:13:08	後は路面の蓄積量で、時間変化とかはあるんですけども要は一番たまった時のものを、
0:13:16	想定しておられるってことですか。
0:13:23	中国電力の南です。こちらにつきましては定常状態というか水がずっと流れ続けて原子炉からもずっと同じ濃度の放射のハロゲンがき続けてというので、飽和した時というところで、
0:13:36	設定してございます。以上です。
0:13:45	規制庁中で了解しました。
0:13:48	後の除染係数って言うてるか。
0:13:54	LERFで一定ならば何か書いといてもらってもいいかなと思うんですけど、確保それぞれに違う。
0:14:02	という理解ですかね。
0:14:06	中国電力の南です。はいロッカー脱塩器であったり脱塩装置であったり、牧の連携の下機であったりとかで、それぞれDF設定してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	従いましてこの復水脱塩器は中だったと思ったんですが今確かにここ今記載ありませんのでそれにつきましては記載すいません追加させていただきたいと思います。以上です。
0:14:31	規制庁中でよろしくお願ひします。いやちょっと気になったのが、
0:14:37	41 ページと 42 ページ、43 ページですかね。利益があるんですけど、おそらく同じ数値かなあと思う。
0:14:48	言ってみてねそういうちょっと一定のものなのかどうかってのは決まったところですのでちょっと 43 ページの方も、記載が追加でいけばと思いますよろしくお願ひします。
0:15:01	中部電力の南ですはい。了解いたしました。10 ウエキ 43 ページの方は 10 だったと記憶してて 41 がちょっとすいません今、
0:15:10	10 だと思ふんですけど少し確認してから次、記載は追記いたしたいします。以上です。
0:15:20	規制庁中村ですよろしくお願ひします。
0:15:35	規制庁仲間です。すみません計算書の方の 2 ページの修正箇所なんですけど、表 2-1 前回の、
0:15:45	基準外の線量率だとかあったと思ふんですけど、今回その遮へい設計区分及びっていうふうに、
0:15:53	変えたって、わかりやすさの観点、そういうことですかね。
0:16:02	中国電力の南です。はいこちらの表につきましては、もともと設計基準線量率という記載になっておりまして、実表の右側の方で今ハッチングしているところも、基準外部線量率と、
0:16:17	記載しててそれが設計基準線量率ですよっていうところで、表としてあらわしていたんですが、
0:16:23	ご指摘受けてその設計基準線量率という言葉定義し直したときに、この右の表の右の部分やはり設計基準線量率というふうなことで統一したいと。
0:16:35	考えましたので、そうした時にこの表現の名前、タイトルが設計基準線量率とすると、少し手落ちとか少し省略してるかなというところで左側に区分も書いてあるというところ踏まえて、
0:16:50	そのタイトルは少し追加させていただいたというところとなります。以上です。
0:17:05	規制庁長澤わかりましたはい。大丈夫だと思います。阿藤
0:17:14	すいません、補足の 48 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:17	これもちょっと、先ほど説明されたところの確認等の確認だけなんですけど。
0:17:23	48 ページの円筒モデル。
0:17:26	ていうのは、
0:17:28	1 本です。その配管 1 本ずつを、その円筒で計算した結果を足し合わせたものが合計線量率になった。合計 1000 になったという理解でよろしいですよ。
0:17:42	中国電力の原です。ご認識の通りでございます。
0:17:47	以上です。
0:17:58	規制庁ナガタありがとうございました。とりあえず私の方からは以上です。藤さん何かありますでしょうか。
0:18:12	規制庁橋田です。私の方からも特にはないですがちょっと
0:18:19	前回確認させていただいたところで、
0:18:22	1 点確認したいところがあったんですけどちょっと思い出したらまた質問させていただきたいと思いますので、
0:18:27	すいません、今のところないです。
0:18:33	規制庁なかなかわかりましたそれでは、コメントの確認は最後にまとめてということにさせていただいて飛散物の方、1 回していただきたいと思ってよろしいでしょうか。
0:18:51	中国電力の山根です。はい、承知いたしました。それでは産物の方の説明にこのまま入らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:19:01	規制庁中根です。よろしく申し上げます。
0:19:09	中国電力山根です。はい、ありがとうございます。
0:19:12	それでは 6-1-1-10 発電用原子炉施設の蒸気タービンポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
0:19:23	について説明させていただきます。
0:19:26	まず本日の提出資料について、第 2 回補正提出時から記載の適正化を実施した箇所がございますので、説明させていただきます。
0:19:36	NS2 他 069 をご覧ください。
0:19:41	ナンバー 1 から No.11 について、今回適正化を実施しております。
0:19:46	ナンバー 1 につきましては、資料の修正に伴う目次の修正となります。
0:19:52	ナンバー 2 につきましては、設計基準事故時等を使用する系統及び使用方法に変更がない SA 設備としまして、低圧炉心スプレイポンプの記載を追加しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:04	ナンバー3については、PCV貫通部における応力評価の規定を考慮するため、
0:20:10	SRP3ポツ6ポツ2を設計上考慮する旨を追記しております。
0:20:17	ナンバー4につきましては、資料内でガスタービン駆動補記を表す語句の統一が図れておりませんでしたので、
0:20:24	ガスタービン工藤沖という国に統一しております。
0:20:28	ナンバー5につきましては、ナンバー3と同様の修正内容になります。また、ナンバー5につきまして、1点誤記がございまして、
0:20:36	ナンバー2と同様に、と記載しておりまして、また以降の同様箇所の修正においても、ナンバー2と引用することで記載しておりますが、正しくはナンバー3のコメントと同様の修正内容ということになります。
0:20:50	ご希望あり大変申し訳ございませんでした。
0:20:54	続いて2ページをご覧ください。
0:20:59	2ページの修正内容は、ナンバー3と同様の修正内容になりますので割愛させていただきます。
0:21:06	続いて3ページをご覧ください。
0:21:10	ナンバー10につきましては、規格の名称に誤記があり、
0:21:17	失礼いたしました。ナンバー10につきましては、企画の名称に動きがありましたので、修正しております。
0:21:24	No.11につきましては、マスキング範囲を適正化しております。
0:21:29	修正箇所の説明については以上となります。
0:21:33	続きまして、資料番号NS2.1037、括弧比の比較表を用いて、
0:21:42	説明書の飛散物による損傷防護の説明書について説明させていただきます。
0:21:49	初めに4ページをご覧ください。
0:21:52	一つ目の相違です。
0:21:54	RCPB拡大範囲に対する対象設備の相違であるため、設備の相違としております。
0:22:01	以降、本草位を①の相違とします。
0:22:04	また、本層位のように番号づけを行った層位については、以降の説明について割愛させていただきます。
0:22:12	二つ目の相違です。
0:22:14	島根2号機は、もともとドレンラインの運用を変更することから、
0:22:18	評価対象をしているため、設備の増員としております。
0:22:22	以降、本草位を②の層位とします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:27	三つ目の相違です。
0:22:29	島根 2 号機は、新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を申請範囲としているため、設備の相違としております。
0:22:38	以降、本相違を③の相違とします。
0:22:42	四つ目の層位は、炉型の層位になります。
0:22:46	4 ページの相違点については以上となります。続いて 5 ページをご覧ください。
0:22:53	一つ目の層位です。
0:22:55	島根 2 号機は国内規格である J E A G4613 及び原子炉格納容器についての記載をしている S R P、3 ポツ 6 ポツに、
0:23:05	の両方の規格に基づいて設計を行うことから、
0:23:09	設計方針の相違としております。
0:23:12	以降本草イオ④の層位をします。
0:23:17	続いて、三つ目の相違をご覧ください。
0:23:20	島根 2 号機は、ガスタービン駆動補機のタービンミサイル評価を実施するため、設備の相違としております。
0:23:26	以降本相違を⑤のそういたします。
0:23:30	5 ページの相違点については以上となります。
0:23:34	続いて 6 ページをご覧ください。
0:23:38	二つ目の相違は、対象設備の記載方針の相違になります。
0:23:44	三つ目の相違は、他号炉と共用しないことによる相違になります。
0:23:49	6 ページの相違点については以上となります。
0:23:54	続いて 7 ページについては、番号付けを行った層位のみとなりますので、7 ページは割愛させていただきます。8 ページをご覧ください。
0:24:06	三つ目の相違をご覧ください。
0:24:09	適用する弾性設計用地震動の層位のため、設計方針の相違としております。
0:24:15	以降本相違を⑥の相違とします。
0:24:20	8 ページの相違点については以上となります。
0:24:23	続いて 9 ページをご覧ください。
0:24:27	一つ目の相違です。島根 2 号機は、S R B3 ポツ 6 ポツ 2 に基づき、P C V 貫通部の評価を実施することから、設計方針の相違としております。
0:24:39	9 ページの相違点については以上となります。続いて 10 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	三つ目の相違ですが、応力評価によって求められた配管破損想定位置は、プラントごとに異なっていることから、評価結果の相違としております。
0:24:57	続いて四つ目の相違をご覧ください。
0:25:00	配管破損想定位置が相違していることから、設備の相違としております。
0:25:06	10 ページの相違点については以上となります。
0:25:10	続きまして 11 ページは、番号付けを行った層位のみとなりますので割愛させていただきます。12 ページをご覧ください。
0:25:19	一つ目の相違です。
0:25:21	島根 2 号機は、可搬型発電設備技術基準に適合した設備があるため、
0:25:27	適用規格の層位としております。
0:25:30	二つ目の層位です。
0:25:32	ディーゼル駆動設備のうち、異常調速装置がない設備に対する、防護処置について記載しておりますので、設備の相違としております。
0:25:41	以降本相違を⑦の相違とします。
0:25:45	12 ページの相違点については以上です。
0:25:48	続いて 13 ページをご覧ください。
0:25:52	一つ目の相違ですが、
0:25:54	島根 2 号機は、
0:25:55	高圧原子炉代替注水ポンプの調速装置について記載していることから設備の相違としております。
0:26:02	13 ページの相違点については以上となります。
0:26:06	14 ページ以降につきましては、番号付けを行った層位及び先ほど申し上げた層位のみとなっておりますので、
0:26:14	説明の方は割愛させていただきます。
0:26:17	本資料の説明、失礼しました比較表の説明については以上です。
0:26:23	続きまして、資料番号 NS2 を 008 階 04 の、
0:26:29	工事計画に関わる補足説明資料、括弧原子炉冷却系統施設について説明させていただきます。
0:26:37	2 ページの目次をご覧ください。
0:26:41	本資料は、全容原子炉施設の蒸気タービン本等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書に対する補足説明資料となっておりますので、
0:26:52	資料は右から二つ目の、
0:26:54	別に示します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:56	1 ポツ、配管破損防護対策についてから、4 ポツ、高圧原子炉代替注水ポンプの構造及び調速装置非常調速装置の作動方式についての4分冊になっております。
0:27:10	初めに、1 ポツ配管破損防護対策についてについて説明させていただきます。
0:27:15	通し番号で6ページをご覧ください。
0:27:19	本資料は、発電用原子炉施設の蒸気タービンポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書のうち、
0:27:28	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損による飛散物。
0:27:33	の評価に関する補足説明としてまとめたものになります。
0:27:38	1章の適用規格については、評価に用いている規格で約4613とSRP3ポツ6ポツ2についての比較を行っています。
0:27:49	続いて12ページをご覧ください。
0:27:53	2章のパイプホイップレストレイントについて、では防護対策として挙げられているパイプホイップレストレイントの構造について。
0:28:03	図を用いて説明をさせていただいております。
0:28:07	続いて13ページをご覧ください。
0:28:11	3章の障壁については、同様に防護対策として挙げられている障壁について、図を用いて説明させていただいております。
0:28:22	続いて14ページをご覧ください。
0:28:25	4章の原子炉冷却材圧力バウンダリの配管破損による損傷防護については、
0:28:32	原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲のうち、新規基準において拡大となった範囲を除く、既存のは、
0:28:39	既存の範囲についての評価について説明をさせていただいております。
0:28:44	1ポツ配管破損防護対策についてのご説明は以上になります。
0:28:49	続いて、2ポツ、ガスタービン工藤沖括弧ガスタービン発電機のミサイル評価について。
0:28:55	を説明させていただきます。
0:28:58	通し番号で30ページからが該当となります。
0:29:03	本資料は、高速回転機器のうち、ガスタービン駆動補機の評価に関する補足説明としてまとめたものになります。
0:29:11	那須タービン駆動補機であるガスタービン発電機は、調速装置及び非常調速装置を設置していることから、
0:29:18	タービンミサイルが発生するような事故は、極めて起こりにくい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	ものと考えておりますが、
0:29:24	低角回転速度が非常に高速であることを踏まえまして、
0:29:29	仮想的にインペラー及びタービンリスクが損壊することを想定した場合の、
0:29:34	ケーシング等の防壁の貫通部を評価することを説明しております。
0:29:40	評価結果としましては、通し番号で 36 ページ。
0:29:44	の方に記載しています通り、
0:29:46	損傷した回転体がケーシングを貫通しないため、タービンミサイルが発生しない整理となっております。
0:29:52	また 36 ページの表 5-1 につきまして、1 点誤記がございまして、
0:29:57	評価結果。
0:29:59	の丸のところまでマスキングをしておりますが、そちらは比較表の、
0:30:05	方ではマスキング不要としておりますので、実際スキームが不要ですので、次回以降に適正化させていただきます。申し訳ありませんでした。
0:30:16	スポーツガスタービン工藤沖括弧ガスタービン発電機のみサイル評価については以上となります。
0:30:24	続きまして、3 ポツ、ディーゼル駆動補機及びタービン駆動補機の評価対象並びに加速度トリップ設定値についてを説明させていただきます。
0:30:35	通し番号で 46 ページからが該当です。
0:30:40	本資料は、連動駆動以外的高速回転機器のうち、
0:30:44	新たに設置した、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に該当する機器の加速度に対する設計についてまとめたものとなります。
0:30:55	通し番号で 48 ページの表 1-1。
0:30:59	見て、対象となる設備を抽出しまして、
0:31:02	49 ページ以降で、対象設備の非常调速装置の設計について記載しております。
0:31:09	なお、ディーゼル駆動補機及びタービン駆動機は、调速装置及び非常调速装置を設けることで、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止する設計としておりまして、
0:31:20	非常调速装置が実作動するまでのオーバースピード状態においても、構造上、十分な機械的強度を有する設計であることを確認しております。
0:31:31	3 ポツ、ディーゼル駆動補機及びタービン駆動補機の評価対象並びに加速度トリップ設定値についてのご説明は以上になります。
0:31:40	最後ですが、4 ポツ、高圧原子炉代替注水ポンプの構造及び调速装置非常调速装置の作動方式について。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:49	を説明させていただきます。
0:31:52	通し番号で 51 ページからが該当です。
0:31:57	本資料は、高圧原子炉代替注水ポンプの構造、並びに調速装置及び非常調速装置の
0:32:03	作動方式についてまとめたものとなります。
0:32:07	高圧原子炉代替注水ポンプは、電源がなくとも注水可能な構造であること。
0:32:13	医療調速装置はトリップボルトによる機械式トリップ。
0:32:16	の構造であること、及びポンプ運転時の概要、動作方式につきまして、名称及び図により示しております。
0:32:27	4 ポツ高圧原子炉代替注水ポンプの構造及び調速装置非常調速装置の作動方式についてのご説明は以上になります。
0:32:36	本社からの説明は以上です。
0:32:45	規制庁仲田です。ありがとうございます。まず、ちょっと記載を適正化箇所のところなんですけど、名倉さんっていうのは、もともと、
0:32:56	考慮していたものを、
0:33:00	誰に抜けていたっていう理解で仰っても新たに考慮したってことですかね。
0:33:14	中国電力の高野です。
0:33:16	失礼しました。こちらのですね R P の記載についてなんですけれども、従来ですね国内規格の尺 4613 を用いて配管破損部。
0:33:27	もう評価を行うというのが一般的な手法になってはいるんですけれども。
0:33:32	今回この S R P 3 ポツ 6 ポツ 2 の中で規定されている、
0:33:38	原子炉格納容器の貫通部についての記載ですね、こちらについては今回の原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲とも重なりますけれども、
0:33:49	こちらの記載について J A C 4613 では規定されていないと。
0:33:53	いうところを踏まえまして、先行審査プラントにつきましてもですねこちらの額を用いて評価を行っている、いうのを考慮して今回当社においても、
0:34:04	そちらの企画の考慮させていただいたということになります。以上です。
0:34:13	規制庁ナカムラ際わかりました選考を踏まえて考慮されたということで、
0:34:20	例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	8000 コウゲとどちらか片一方ということなんですけど、藤社員とチェック等、SRP両方考慮してるということで、これって
0:34:37	配管の中の
0:34:41	ANSI日拡大範囲の、この部分は、JEAGSRPっていうのがあるんですかね、それちょっとご説明いただけますか。
0:34:52	中国電力の鷹野です。
0:34:55	そうですね、基本的にはですねこちらのSRPというのはアメリカのNRCがをしている規格になるんですけども。
0:35:04	基本的な内容としては94613と、相違がないというところになっておりまして、両方を考慮しているということ自体は
0:35:13	特に何と申しますか、
0:35:16	ここはここはこうというわけではなくてほとんどの部分についてはですね同一の評価ということになりますのでそこは問題ないかなと考えてございます。原子炉格納容器の貫通部の、
0:35:29	ところにつきましては、SRP側にしか記載がないのでそこを用いて評価を実施しているということになります。以上です。
0:35:49	規制庁仲間です。配管のシーズンの配管貫通部っていうのは、
0:35:57	拡大範囲のどの部分に該当するかっていうのは、ちょっと詳しくご説明いただけますか。
0:36:12	中国電力の高間です。
0:36:16	今回ですね拡大範囲というのは基本的に
0:36:21	PCVの内側隔離弁から、外側隔離弁の間の範囲。
0:36:26	というふうに理解をしておりますけれどもそこは漏れなく原子炉格納容器の貫通部になりますので、いずれもその対象範囲になるかなというふうに考えてございます。以上です。
0:36:41	規制庁ナカムラな。はい。そうすると19を。
0:36:48	高揚した理由と申しますかね、SRPで全部。
0:36:55	ほぼ同じで、その配管貫通部までカバーできるってことで、
0:37:00	事案を考慮した理由というのをご説明いたします。
0:37:08	中国電力の鷹野です。
0:37:10	ご指摘の通りですねSRPでカバーできるというふうには考えてございます。今回ジャグを書かせていただいたというのは
0:37:20	もともとジャグのうですね記載をしていたところを、ジャグを考慮していない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:27	というような見え見え方になってしまうかなと思い、今回記載の適正化においてはJ a p pは残すこととさせていただきましたが、こちら削除することでも特に問題はないかなというふうに考えてございます。以上です。
0:38:00	規制庁ナカムラすみません見た目、宮沢ですけど、議案9は考慮してどちらのやつも、
0:38:09	弱されても両方に行っているということでもよろしいですね。
0:38:16	中国電力の鷹野です。後、ご認識の通りでございます。以上です。
0:38:29	院長仲間さんはい、了解しました郡支店じゃない。削除ということではないかなと思うんですけど。
0:38:36	その次は鬼頭SRPの比較みたいなものっていうのは、
0:38:44	補足の、
0:38:47	6ページ以降で、明確になってるという認識ですか。ちょっとそこら辺は、の比較っていうのが、説明いただいてもよろしいですか。
0:38:59	中国電力の高間です。
0:39:02	ご認識の通りですね補足説明資料の中で説明しているということになります。詳細についてご説明をさせていただきますので、補足説明資料のですね通しページで6ページ。
0:39:14	ハラをお願いいたします。
0:39:18	ここから6ページからですね、11ページの記載がSRP等弱の比較となっていてございまして、
0:39:29	表のですね一番右端に記載している備考欄というのが、そういう点、そういう点の説明ということになってございます。
0:39:39	6ページにおいてはですね、SRPの3ポツ6ポツに、
0:39:44	ジャックではですね基本的に同義であると。ただ弱については
0:39:50	SRPの散髪6ポツにはですね配管の材質を規定する限定する記載がないというところがそこまで大きな違いではないんですけども相違点というふうになってございます。
0:40:02	続いて7ページでは備考欄に記載をしている通りですね差異がないということになってございます。
0:40:12	続いて8ページからなんですけれどもこちらが主なSRPとジャックの相違点となっていてございまして、こちらの備考欄に書いてあるBPさんの4というのがですねSRPから読み込まれる企画となっていてございますけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:29	こちら側です。格納容器と内側隔離弁、または外側隔離弁の間についてはクライテリアを満足していれば破損や切ると想定する必要がないと規定されていると。
0:40:39	なってございまして、こちらがですね
0:40:42	印象格納容器貫通部の、に関する応力評価の規定となつてございまして、
0:40:48	8ページ9ページがですね、SRP側でその内容について記載をしていると。
0:40:54	いうところになります。
0:40:55	10ページと11ページにおいては備考欄に記載している通りなんですけれども、塗料企画に対してですね差異がないという説明になってございまして。以上です。
0:41:14	規制庁の金戸先ほどの配管貫通部の方じゃ記載ないっていうのは、
0:41:20	SRPはBPさん4から読み込まれる部分が、よ。
0:41:29	クライテリアを満足してる。
0:41:31	ノザキつ想定する必要ないと規定されている。
0:41:34	この部分で、
0:41:36	SRPの方では、愛眼が決めても、
0:41:41	適用されるっていう認識でよろしいですか。
0:41:46	中国電力の鷹野です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:42:19	規制庁ナカムラの内容は理解しました。それですね
0:42:25	等、8ページとか、脚注の8ページとかで、194613及びSRPさんの分に基づくっていうふうに記載があつてね。
0:42:39	ちょっとこれ読んだときに、
0:42:42	このRCPB拡大範囲は、こここれはこれはSRPっていうふうになんて読むと読んだんですが、先ほどの
0:42:53	補足か、どこかにですねもうちょっと、多分、ちゃんと書いてあると思うんですけど。
0:43:02	このJ-R4億13とSRP3億2での適用っていうかねその拡大範囲等、運用は変更範囲について、どちらも考慮を、
0:43:13	見ているっていうのは、何か付け加えていただくのは可能ですか。
0:43:25	中国電力の高見です。ちょっと大変申し訳ないんですけどもちょっと理解が及ばなかったところがございましてもう一度、
0:43:32	ご指摘をいただけると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:34	幸いです。すいません。よろしくお願いいたします。規制庁ナカムラすみませんちょっと私の言い方がよく私もちょっとバーツとってしまっ て。
0:43:43	19461 担当、SRPの方で今どちらも、
0:43:49	考慮して、
0:43:56	こちらも考慮しているっていうなお話だったんですけど、ちょっとです ねこの資料を見たときに、二つ下二つの企画があって、
0:44:06	したときがあって
0:44:09	この部分的にはそのジャック部分的にSRPっていうふうにちょっと読 んでしまったんでそのどちらも考慮しているっていうのが、どっかちょ っと明確になるといいなと思ったんですけどもいかがでしょうか。
0:44:26	中国電力の高間です。ご指摘承知いたしました。具体的な修正として、
0:44:34	例えばなんですけれどもこの8ページの(2)の最初の文章の中で、
0:44:40	ジャック 4613。
0:44:43	及びSRP3 ポツ6 ポツに、両方の企画、
0:44:48	に基づき、
0:44:50	という記載で問題ないでしょうか。以上です。
0:46:18	規制庁中原ですすいませんイメージとしては、ちょっとそうそういう感 じなんですけど
0:46:25	いや変更を見ると一対一対応してんなっててで、島根のを見ると、2回に なっててRCPB拡大範囲ともともと恋愛辺運用変更範囲っていうの は、
0:46:39	が、何か片っぽずつにかかっているようなイメージ持たれるので、両方っ ていうのが明確になると思う。ちょっとご検討記載の方法等はお任せ しますけど、ご検討いただければと思います。
0:46:54	中国電力の鷹野です。ご指摘理解いたしました。
0:46:58	確かにおっしゃる通り、このままだとRCPB拡大範囲はJEAGでボ トムドレンラインをSRPというように読めるというふうに理解をいた しましたので記載については検討させていただきます。以上です。
0:47:12	規制庁仲です。よろしくお願ひします。あとは
0:47:17	これもうちょっと
0:47:20	再任というよりは、この文章の変更というのは採用していただけないか なっているのは感じたんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:28	安心び拡大範囲等元のドレンラインの変更がないっていうのは僕は、系統とか何かでちょっと別の説明書とか補足では示してると思うんですけど。
0:47:38	違っても示していただくっていうのは可能でしょうか。
0:47:53	中国電力の高間です。ご指摘承知いたしました。現在作成している補足説明資料1ポツの配管損本の中にですね追記する系統図を追加する形で対応させていただきたいと思います。以上です。
0:48:08	規制庁中店よろしくお願ひします。
0:48:11	少々お待ちください。
0:48:33	規制庁岩崎です。
0:48:37	ちょっと、
0:48:40	基礎的なというかあまり分。
0:48:43	私がちょっとあんまりわかってなくてないですけど
0:48:48	善処も、
0:48:52	6ページの、
0:48:54	評価内容のところで、
0:48:57	連動補機はその調速想定がいらぬい。
0:49:02	理由が、それちょっと、
0:49:05	何ていうか、私の理解もしないでちょっと文章読んだだけだとわかんなくて、ちょっと説明していただいても良いです
0:49:19	中国電力の山根です。
0:49:21	電動補機につきましては他のディーゼル駆動拭きでしたり、あと蒸気タービン駆動補機のように、
0:49:31	工藤元、
0:49:34	が、
0:49:35	何て言うかね、変動することがないといひますか、例えばディーゼル駆動補機ですと、燃料、
0:49:42	豊富
0:49:42	燃焼して、ディーゼルをまわしたり、蒸気タービンでしたら、蒸気によってまわしたりするんですけども。
0:49:50	連動駆動ですと、
0:49:52	電気に電動機によって、本当回転させるものでして、
0:49:59	そちらがもし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:02	井戸工藤元である電流が変動したとしても、回転速度の方には影響がなく てですね、オーバースピードにはならないという構造といいますか設 計になってますので、
0:50:13	設計上考慮する必要はないということでして。
0:50:16	蒸気タービン駆動補機とかですと、蒸気タービンの流入量が増えま すと増加しますと。
0:50:25	東條北見の方の回転数も上がってしまうので、非常定数非常調速装置と いうのを設けまして、オーバースピードなった場合でも、機器の損傷防 止できるような、
0:50:35	措置をとらなければならないという、
0:50:37	ことになっております。
0:50:39	ちょっと説明がつかないですけども、以上になります。
0:50:48	長イワサキです何か、私がちょっと聞いたかったのかなというか基本的 なところで、その電流が変わっても、
0:50:59	回転速度が変わらないのがよくわかってあって、ごめんなさい。ぜひ電 氣的なあれでは、基礎知識かもしれないんですけど、ちょっとそこがよ くわかってない。
0:51:08	ちょっとそこって後ご説明いただいた方がいいと。すいません。
0:51:18	中国電力山根です。少々お待ちください。
0:52:15	中国電力の山根です。先ほどのご質問につきましてちょっとこちらの方 で整理させていただいて後程回答という形にさせていただきたいと思 いますがよろしいでしょうか。
0:52:27	岩崎ですそれで大丈夫ですなんて来なかったら何かもう元みたいなの、 想定してて要するに電流が流れると小島ができていて、誘導電流で何か 来るのかなと思ったんで。
0:52:39	或いは、嘘それがちょっと電流が変動しても変えて速度が、何かよくわ かっていなくて、その再編の中での的なあれをちょっと聞いたかった。
0:52:49	ちょっとすいません。そういう質問の意図でした。ちょっと後、後でご 回答ということで、わかりました。
0:52:59	中国電力の山根です。よろしく願いいたします。以上です。
0:53:21	阿藤秋田イワサキですが
0:53:24	おんなじ。
0:53:27	おんなじところというかその所調速装置の、他の電動機じゃなくて他 の、
0:53:34	工藤のやつで調速装置がついてるんですけどその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:42	調速装置はっていう記載が、
0:53:47	その次に非常用調速装置はっていうのが、
0:53:52	あると。
0:53:57	これってその、
0:53:59	その調速装置等保護装置の機能として非常調速装置がついているものだと私は思ったんですけど、何か読んでると重複装置と非常調速装置がついているふうに見えるんですけど。
0:54:15	それで合ってます。
0:54:16	非常調速装置だけついてるっていうのであって、それとも調速装置二つついてます。
0:54:43	中国電力の山根です。ご質問の回答になってるかちょっとわからないんですけども、教則装置と、
0:54:52	非常調速装置という機能を、ディーゼル駆動置き、
0:54:57	蒸気タービンの工藤沖、藤ガスタービン工藤沖。
0:55:02	の三つの工藤沖には、
0:55:05	調速装置等非常調速装置、
0:55:07	機能を、
0:55:09	つける設計とするという旨をここで、
0:55:12	説明させていただいております。
0:55:15	以上です。
0:55:49	議長矢崎。ごめんなさいちょっと。
0:55:52	もう1回ですねと。
0:55:56	調速装置と保護装置としての事情調速装置っていうのもついてて、さらに調速装置って、
0:56:07	いうのをついてるってことでいいですか。
0:56:23	中国電力の山根です。調速装置1個と非常調速装置、1項を設置しているもの。
0:56:32	を持っております。
0:56:35	調速装置に、
0:56:37	ご案内認識です調速装置と非上場装置、1個ずつ。
0:56:42	の設計。
0:56:44	です。
0:56:46	以上です。
0:57:45	1イワサキでわかりしただから、1個ずつ、それぞれの機器についているってことですよね。技術調速装置で非常調速装置。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:54	全員最後その調速装置がないっていうのはこれは何で、何かあれ狭隘で取り付けられないとかそういう感じです。
0:58:24	中国電力のミナミダテです。非常調速装置がない機器としては大量送水車が挙げられるんですけども、こちらのA棟、
0:58:34	一般産業品、パッケージ品として購入している車両型のポンプでありまして、そちらの、
0:58:41	設計思想の方で
0:58:44	非常調速装置までは
0:58:46	持っていないような設計になってます。仮にオーバースピードが、
0:58:52	確認された場合にはですね、程度の方で停止するといった、そういうふうな設計で
0:58:59	担っているものです。以上です。
0:59:29	規制庁イワサキえさわかりましたありがとうございます最後にちょっと細かいなる件なんですけども、
0:59:36	一番
0:59:37	(2) 理由と一番最後の部分とかの全部に共通すると非常調速非常調速措置については、佐渡確認を行い、健全性を確認することにより、
0:59:50	機器の損壊防止すると書いてあるけど、これっていう何かその非常調速装置に限定してるのは、
0:59:56	というか調速装置は、何かあれ。
1:00:00	それぞれすいません私は間瀬設備のそ、そのちょうど途中非常調速装置の違いが甘かった調速装置って、
1:00:08	あんまりこう等動作確認みたいなのは、いらぬものなの。
1:00:30	中国電力山根です。少々お待ちください。
1:00:54	中国電力山根です。
1:00:55	まず調速装置ですけれどもこちらの通常運転時に定格回転速度を一定に制御するものとなってまして、また負荷変動時等も回転速度の、
1:01:06	了承を抑制する機能を持ってまして。
1:01:08	通常、例えばディーゼル駆動沖を運転した時には、この調速装置が働いて、定格回転速度を一定に制御する。
1:01:17	ことを確認することで調速装置については、機能の確認が可能ということになっております。一方非常調速装置の方は、異常な回転速度の設定値。
1:01:28	ある設定値まで上昇しないと、動作が確認できませんので、
1:01:33	下の方の再稼働のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:36	非常調速装置については作動確認を行うと。徳田氏で書いている。
1:01:41	そういうことで整理しております。以上です。
1:02:17	聞いたやさきさあわかりましただから調速そっちは普段動かしてるから、
1:02:24	布田も見ていて、日所調速そっちは普段は動いてないから、特区出しして、
1:02:34	動かしてないけど
1:02:37	ずっと
1:02:42	定義ごとに作動確認もやってますよっていうのを徳田してるっていうことでいいですか。
1:02:51	中国電力の山根です。はい、ご認識の通りでございます。補足させていただきますと、調速装置の方は、もうディーゼル駆動補機の運転の確認の中で、
1:03:01	定格回転速度一定に制御されるものになってますので、工藤沖の確認の中に、調速装置の確認も含まれているということでした。
1:03:11	非常調速装置は、通常の運転ですと、機能の確認はできませんので、
1:03:17	藤徳田氏で作動確認を行う旨、記載しております。以上です。
1:03:32	規制庁イワサキですわかりましたありがとうございます。
1:03:38	長中村です。すいませんちょっと単純なことで、確認なんですけど、
1:03:45	2ページの辨野保木と可児前久保木沖って書いてあるんです。
1:03:50	そう。
1:03:51	その人イメージ発起だと元例の発起とかそういうものをイメージして
1:03:57	本当本体ではないようなイメージなんすけど。
1:04:00	ていうのは、何やってるかということでご説明いただいてもよろしいですか。
1:04:18	中国電力の山根です。こちらで発起と書いてございますのは例えば電動補機ですと、そのポンプ側の話ではございませんで、電動駆動減により回転する。
1:04:31	機器側の話をしておりまして、ディーゼル駆動沖ですと、
1:04:36	ポンプとか発電機側ではなく、
1:04:41	ディーゼル駆動により回転する。
1:04:45	回転機器のことを指しております。
1:04:49	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:58	規制庁ナカムラすみませんけど私がよくわかってなくてそのディーゼル駆動で改善する基準っていうのは、発言値ということではないという理解でよろしいですか。ちょっと私の行動がよくわかってなくて。
1:05:13	ディーゼルで駆動するものっていうのは、その発電機自体ではないという認識でよろしいですか。
1:05:22	中国電力の山根です。すいません。ちょっとこちらの説明が、
1:05:27	ちょっと誤っておりましたが、ディーゼル機関側、
1:05:32	の、
1:05:33	方をですね。
1:05:35	閉じる工藤沖というふうに、
1:05:38	言っております。
1:05:39	以上です。
1:05:43	規制庁中です。了解しましたように発電所のやつディーゼルの燃料で駆動する期間を行っていてその期間をまわしたら全然まずいので、
1:05:54	乳井久保木っていうことです。他も同じっていうことです。
1:06:06	中国電力ミナミダテです。大量送水車であったり
1:06:11	はですね、ディーゼル機関そのものをポンプと直結してポンプをまわしているものですので、そちらの機器については1度モーターによって電気に変換するといったことはないんです。そのままディーゼルの力でポンプ回すような構造になっております。以上です。
1:06:32	規制庁の話はわかりました。
1:06:37	そのちょっと説明書の方で行っちゃってるんで説明書の方でちょっとお聞きしたいんですけどちょっと細かい点であれなんですけど。
1:06:47	9ページと7ページで(1)から(4)まであるんですけども、(3)のHパックの。
1:06:58	説明のところなんですけど。
1:07:03	この非常調速装置近くの非常調速装置なんですけど、これ。
1:07:08	7ページの上の方で1以上な回転が生じた場合においてもっていうふうに記載があつてね、他の(2)とか(4)ですかね。
1:07:18	は、市調速装置が機能することなくっていうふうな記載があるんですけど、Hパックだけないって何か理由があるんですか。
1:07:45	中国電力の山根です。こちらですけれども、もちろんHパックの方にも調速装置の方ついてましてそちらの方で、定格回転速度を一定に保つ、
1:07:55	出るというところは他の、ディーゼル駆動荻谷。
1:07:59	岡野沖。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:00	と同じでございまして、こちらの記載はセンコーの記載に倣いまして、
1:08:06	記載しているところでございます。内容としましてはその調速装置がうまく機能しなかった場合に、
1:08:15	非常調速装置によりトリップさせるというところは変わりはありません。以上です。
1:08:22	規制庁ナカムラさん、了解しました。それはちょっと受かった見方かもしれないですけど、記載がなかったなのでそのHパックの調速装置は、
1:08:34	調速装置が機能することなくってという記載があつてね、1億でなかったんで調速装置が機能しても、その異常な回転が生じる可能性があるから小石さんとかと思ったんですけどそういうわけではないってことでよろしいです。
1:08:54	中国電力の山根です。はい。ご認識の通りでして、調速装置が動いても非常調速装置が作動する可能性があるという記載ではございません。
1:09:05	他の工藤沖と同様に、調速装置、
1:09:10	が、
1:09:11	調査装置の機能不全を故障等によって、赤い点が生じた場合は、非常調速装置によりトリップさせるという、
1:09:18	設計方針になっております。以上です。
1:09:22	規制庁仲間です。わかりました。であればちょっと他のところと、起債負わせていただきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。
1:09:35	中国電力の山根です。はい、承知いたしました。他の工藤沖の記載とあわせて、
1:09:42	記載にそごが生じないように、記載を検討させていただきます。以上です。
1:09:48	規制庁中間ですよろしくお願いいたします。あとこれも他のところとの記載の違いなんですけど、
1:09:57	リビルトカーガスタービンの方は、
1:10:01	症例だったり、技術基準だったりで1.16倍とか1.11倍を超えない範囲でって書いたんですけど。
1:10:09	一番の方は、こういう基準がない。
1:10:20	中国電力の山根です。こちらのHパックポンプですけれども、
1:10:25	ちょっと記載は整理したんですけども高圧原子炉代替注水ポンプの方ですけれども、国内で製造されたポンプではなくて、その海外製の海外で作られた海外の規格に基づいて作られたポンプ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:37	ということもありますので、加力省令を参照する記載は現在しておりません。
1:10:44	はい。で、こちらはもう先行審査プラントの方、
1:10:48	の記載を踏まえて、現状の記載ということにしております。以上です。
1:10:55	規制庁中谷です。わかりました。何か別の改正ということで、別の企画で、
1:11:02	今の設定値自体は、その補足を見ればわかるんですけど。
1:11:07	何かこういう症例とか、
1:11:10	基準とかで、
1:11:12	決めてるものはない。何か、海外の規格とかでも、これを適用したとかそういうことがないんですか、ちょっと。
1:11:18	1パックの設定値を決めた理由っていうのはないなと思って。
1:11:23	もう確認なんですけど。
1:11:33	中国電力の山根です。
1:11:35	すいませんこちら、今現在、現時点でどの規格ということとはちょっと申し上げることはできませんので、ちょっと確認させていただいて、他の工藤沖。
1:11:46	同様に、どの規格を引用する等、記載ができるようであれば、
1:11:50	ちょっと記載させていただきたいと思いますので記載のほう検討させていただきます。以上です。
1:11:56	規制庁中根ですよろしくお願いします。
1:11:59	あと、このページの一番下の(4)のガスタービン駆動機のところで、
1:12:09	4絡みで、
1:12:12	オーバースピードがにおいても、報道上十分な機械で共有する設計として書いてあって、
1:12:17	その次の文章で非常調速装置については、各機器をオーバー水準状態にして、非常調速装置の作動確認を行うとともに、いうふうに書いてあってね。
1:12:27	ガスタービン黒木だけ書いてあるけど、TSLとか、蒸気タービンってのは、このオーバーする状態にして、
1:12:35	もう作動確認ができない。
1:13:03	中国電力の山根です。藤。
1:13:07	そうですねと他の工藤沖ばディーゼル駆動沖側でしたり、の方も同様だとは思いますがちょっと今確かな回答ができませんのでちょっとこちらの方も確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:22	確認して回答させていただきます。以上です。
1:13:25	規制庁長江すいませんよろしくお願いします。
1:13:28	少々お待ちください。
1:13:40	規制庁イワサキで
1:13:44	日本語だけというか、記載のある問題だけなんですけども、3.8 ページの3.2.3の評価結果の、またのところで、
1:13:56	調速装置及び装置として、
1:13:59	非常調速装置を設けることポーツ並びに、医療調速装置が売る関連、並びに非常調速装置がない日については、
1:14:11	商品进行設計することにより、
1:14:16	損壊を防止している。
1:14:20	サイショの並びの、
1:14:23	ところってこれって並びでいるんですか何か。
1:14:27	ちょうど通気及び保護装置として設けることPOP非常そっちが、
1:14:33	ポスト並びには並んでるのかちょっと何か。
1:14:36	これちょっと、ちょっと気持ち悪いという言い方がいいのか悪いかなんかちょっとおやっと思ったので、
1:14:43	それで、要するに繋ぎたいのは、
1:14:46	常用調速措置を設けることと、
1:14:56	非上場装置が作動するのが十分なことと、ないやつは程度で止めます。
1:15:06	三つで、オーバースピード金付の損壊を防止しますってことです。
1:15:16	中国電力の山根です。はい。ご認識の通りでございます。以上です。
1:15:58	傾斜イワサキじゃわかりましたじゃPRがですね何ていうか多分ポツ及びとかポツ並びにって何か同士の多分何ていうか接続に使うやつだったような気がするの。
1:16:10	多分何か動けること並びでいいんじゃないかなと。
1:16:14	というような気がします。
1:16:16	ので、何かちょっと
1:16:18	1度ご検討いただければと思います
1:16:23	中国電力の山田です。はい、承知いたしました。こちらの絵と文章の繋がりの接続詞につきましては、記載の方、検討させていただきます。以上です。
1:16:41	規制庁仲村です。その細かいところなんですけども、比較、9 ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:48	一番下で、パイプホイップレストレイント統計とって、なんかバイトリプレイスメント以外にも何かあるっていうんですか
1:17:02	中国電力のタカノです少々お待ちください。
1:17:32	中国電力の高間です。
1:17:35	ご指摘いただきました等の記載についてですけれどもこちらの文章についてはですね、94613の記載をそのまま引用してございまして、規格の中でですねパイプホイップレストレイント等の、
1:17:47	それ以外のものでもいいと、というような記載になっているものと理解をしております当社としての設計としてはですねパイプホイップレストレイントの設置というものを行っておりますので、
1:17:59	削除しても問題ないんですけれども規格の記載ということを見るとこのままの記載と、
1:18:07	させていただければと考えております。以上です。
1:18:11	規制庁永見
1:18:13	前は理解しましたその上でちょっとここから、その規格の記載を書くところなのか、
1:18:21	中国電力としての対策措置を書くところなのかっていうのちょっと、6人と書いて、記載の方は検討いただけるといいますがよろしいでしょうか。
1:18:32	中国電力の高見です。ご指摘承知いたしました。おっしゃる通りですね当社の記載を書くところにはなりませんので、結か消さないかというところにはなりませんけれども、検討して、
1:18:45	主、
1:18:46	社内で検討して回答させていただきます。以上です。
1:18:50	規制庁ナカムラよろしく申し上げます。ちょっとそのハイポイントレストレイントに関連してなんですけども、補足を10ページで、
1:18:59	構造例を示されてるんですけど。
1:19:03	そうずっと、私がわかったようにちょっとご説明いただければなと思うんですけども、破損想定位置に対して、
1:19:10	今記載の、
1:19:13	場所につけることによってどういうふうに試算をしてるのかってちょっとそれぞれご説明いただけます。
1:19:21	中国電力の高間です。ご指摘いただきました通り、破損想定位置、
1:19:28	から、第1曲げ分を考慮した場所についておりまして、要ははい。破損を想定した位置からはですね、破損をすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:39	流体が噴き出してジェット力でこの配管は増想定位置が、後に膨れていくと。
1:19:44	ということが想定されますので、そのこの図でいうとですね右方向への変位というのを抑えるためにハイポイントレストレイントを取り付けているということになります。以上です。
1:20:00	規制庁、中村さん。私の認識通りでしたけど、ちょっと今ご説明いたかくって、ちょっと
1:20:09	書き加えることって可能ですかね。いやどういうふう飞到い行くので、ここに付けているっていうのがわかるとありがたいなと思うんですけども、隔週とか、
1:20:21	中国電力の高見です。ご指摘承知いたしました。記載については検討させていただきます。以上です。
1:20:28	規制庁仲間ですよろしくお願ひします。少々お待ちください。
1:20:53	規制庁中原ですすみません時期比較の12ページなんですけど。
1:20:58	非常調速装置がないについてはっていうふうに記載がある部分なんですけどね。備考で。
1:21:06	医療等措置がない施設に対する情報社長記載的に記載があるんですけど。
1:21:12	おそらく大量送水車だけだと思ひるので、一つでもその履行で結構なので、
1:21:19	非常競争じゃない設備学校対応組織立って会議をいただけるとわかりやすいなと思うんですけども、いかがでしょうか。
1:21:31	中国電力の山野です。はい。ご指摘承知いたしました。おっしゃるご認識の通りでして、当社の
1:21:39	非常調速装置がないディーゼル駆動沖としましては大量送水車のみとなっておりますので、そちらについて、備考の方で補足させていただきます。以上です。
1:21:51	規制庁仲間ですよろしくお願ひします。
1:22:33	規制庁仲野です。補足の、
1:22:35	17ページなんですけど、ちょっとこれ、
1:22:39	表の見方だけ教えていただいたんですけど。はいはい。破損想定位置の近傍のっていうふうに書いてあって、上で、なしと、バーがあるんですけど、これで、
1:22:51	なん。
1:22:54	違いを説明いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:00	中国電力の鷹野です。
1:23:03	バー等なしの記載についてですけれども、鳥羽の場合はですね、そもそもこの
1:23:09	配管破損想定地近傍の防護対象設備の有無を確認する必要がないと。
1:23:14	いうところでバーになっています。その根拠としてはですね、
1:23:19	前段のところまず、パイプホイップレストレイントがついているもの、ありになっているものについてはですね、そもそもそれでもう対策ができていくということになりますので確認が不要と。
1:23:32	なります。で、また左。
1:23:35	別ですね、配管破損想定位置の有無と。
1:23:39	で、このターミナルエンド等、疲労累積係数、排水応力または疲労累積係数が所定の値を超える点、これが両方なしとなっているものについては、
1:23:50	配管破損を想定しなくてよいということになりますのでこちらについてはバーになります。
1:23:56	そのためですね、配管破損を想定しないといけないもの。
1:24:00	かつ、パイプホイップレストレイントが設置されていないものについてはですね、近傍に対象がないことを確認しないといけないということになりますので、対象についてはなしという記載をしてございます。以上です。
1:24:17	規制庁ナガタの内容は、はい。なぜそうなってるかわかりますか。それ注記で、庄野地域でもいいんで、バーの意味を書いておいていただければわかるんですけど。
1:24:30	有無って書いてあって、なしとバーがあるんで、ちょっと違いがよくわからなかったんで、注記で記載いただくとありがたいんですけど、いかがでしょうか。
1:24:40	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。バーとなることについてですね表の注記に見て、お示しさせていただきたいと思ます。以上です。
1:24:58	規制庁仲村ですすみません。32 ページなんですけど、
1:25:06	計画改定速度、
1:25:08	1万8000人。
1:25:12	ファン三つ。
1:25:13	っていう記載なんですけど、説明書とRTMになってて、意味は同じだと思うんですけど、ちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:22	単位の剽軽を統一いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:25:31	中国電力の山根です。ご指摘承知いたしました。当RPMと%minの方は、イコールとなっておりますので、どちらも同じ回転数ということを表しておりますが、
1:25:41	ご指摘の通り、単位は統一できておりませんでしたので、単位の方統一させていただきます。以上です。
1:25:50	規制庁仲間ですよろしくお願いします。
1:25:54	このガスタービンの加速度トリップの設定値なんですけど。
1:26:01	補足の30、32と33で、
1:26:08	トリップと上限値っていうふうに記載があって、
1:26:12	補足の10ページで、加速度トリップの改善速度っていうふうに記載なんですけど、ちょっと数値が異なってるんですけど、ちょっとこの理由をご説明いただいてもよろしいですか。
1:26:28	中国電力の山根です。こちらの加速度トリップの設定値の違いについてですけれども、
1:26:35	評価の方はですね、実際の加速度トリップの設定値よりも高い数値。
1:26:41	衛藤。
1:26:43	設定しておりますて、その高い数値でトリップする。
1:26:47	高い数値まで改善数が上昇するということを想定しておりますて、
1:26:52	そちらの回転数で評価をしているということにして、実際の加速度トリップの数値よりも保守的な数値で評価自体を実施しているということになっております。以上です。
1:27:10	規制庁仲間です。了解しました評価する上でのトリップを、ちょっと保守的になるように、上限値を設定したってことで理解しましたと。
1:27:30	院長ナカムラですすいません
1:27:36	僕も51ページ以降で、
1:27:40	高圧研修代替注水ポンプの調速装置非常調速装置の作動方式についてっていう記載があるんですけど。
1:27:48	行って他のディーゼルとか、
1:27:54	ガスタービですね、の調速装置等利用調整活動方式で聞いていく中、
1:28:00	記載がないんですけどちょっとご説明いただいてもいいですか。
1:28:11	中国電力の山根です。こちらのHパックポンプの調速装置等非常調速装置。
1:28:18	の方を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:20	こういった構造ということでご説明まとめておりますのは、ちょっと高圧原子炉代替注水ポンプの調速装置がちょっと他の、一般的な調速装置とは異なっております、
1:28:32	電源を使わないの機械式の、
1:28:34	調速装置ということになっております、
1:28:43	当時ページのですね。
1:28:45	55 ページの方。
1:28:47	見ていただきますと、
1:28:52	マスキングの中の図の話ですけれども、ここの①。
1:28:57	左下ぐらいにある①。
1:29:00	の設備は、調速装置になってるんですけれども、こちらはですね、ポンプの吐出流量のところがベンチュリ構造になってまして。
1:29:10	こちらで圧力差が生じることによって、
1:29:13	工場のスプリング力も合わさって流量が一定流量で確保できるということで、
1:29:20	その流量が変動しますとそのベンチュリの圧力が変動して、
1:29:24	ガバナ内の機構が動作することによって、蒸気流量を制御するというような形になっておりますので、
1:29:31	電気シキイの、
1:29:33	東条則装置とはちょっと構造が異なるということで、この江島ポンプの構造については、そういった形で説明させていただいております。以上です。
1:29:45	規制庁長田江藤。
1:29:48	ベンチマークの方は、機械式ってことで理解しました他によってね、電気式っていうものでよろしいですか。
1:30:07	中国電力の山根です。同他の時につきましてはすべて電気式の調速装置ということになっております。以上です。
1:30:20	規制庁ナカムラ了解しました。
1:30:23	Hパックは、機械式ちょっとこちらの方で、ほかガスタービンとかディーゼル駆動のものっていうのは一般汎用品とかって使われる。
1:30:35	調速装置と同じものだから、徳田市っていうことはしてないっていう理解でよろしいですか。
1:30:47	中国電力の山根です。はい、ご認識の通りでして、一般的な定期式の当番を用いているということで、補足説明資料の方での説明は、
1:30:56	していない整理としております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:01	規制庁中間です。承知しましてありがとうございます。少々お待ちください。
1:32:09	規制庁中間です。ちょっと戻ってもらって恐縮ですけど、比較の中2ページで、
1:32:17	可搬型発電設備技術基準に適合するっていうふうな記載があるんですけど。
1:32:22	これってコイン的をするのって、あれ、赤瀬記者だけですか。
1:32:46	中国電力の小川です。
1:32:48	こちらで記載しております可搬型のところの、
1:32:53	基準なんですけども、こちらの、
1:32:57	発電機については可搬型発電機ということで高圧発電機車、あと緊急時対策所用発電機、こちらもこの基準に適合したものになっております。以上です。
1:33:21	規制庁ナカムラ了解しました。
1:33:28	確かに、可搬式窒素供給装置の発電設備はこれじゃないっていう。
1:33:38	中国電力の尾川です。失礼いたしました。可搬式窒素供給装置の発電機も同じ、このネガの規格を適用したものになっております。以上です。
1:33:53	規制庁ナカムラ了解しました
1:33:57	補足 49 ページの表の1で、設定値って書いてあってね。
1:34:02	基準が参考として書いてあんですけど、これって、
1:34:09	を見ると、工学部電気車等、窒素供給等、
1:34:14	緊急対策発電機って、発火基準。
1:34:17	にも、
1:34:18	適合してて、
1:34:20	ねえ。
1:34:22	NGです。それにも適合してるっていう。
1:34:26	という意味ですかそれとも
1:34:28	大型送水ポンプ車以外は、NGに適用する大丈夫っていう理解でよろしいです。
1:34:41	中国電力の尾川です。
1:34:43	こちらの可搬型の発電設備技術基準につきましては、こちらの基準自体がそもそもパッカー基準の方を準用した形で作成された。
1:34:55	なっております、そちらに基づきまして1.16倍を超える以前というところで、各

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:05	発電機については加速度トリップの設定をされているというところになっております。以上です。
1:35:14	この発行基準を満たすように作られたっていう理解でよろしいですか。
1:35:23	はい。中国電力の大賀です。
1:35:26	この可搬型の発電設備技術基準については、そのは基準を満たすように作られているということで認識しております。以上です。
1:35:55	中国電力の大賀です。補足させていただきますと、こちらの可搬型の発電設備技術基準につきましては、引用法令としまして発電用火力設備に関する技術、
1:36:08	技術基準を定める省令等、あとですね電気設備に関する技術基準を定める省令、これら二つを引用して作成されたものになっております。
1:36:18	以上です。
1:36:23	規制庁なかなかよくわかりました。それでちょっと気になったのが、渡瀬記者の取り組み、回転速度が、
1:36:33	116%になっててで、発火基準が1.16倍を超える以前って書いてあったので、ちょっとこれには適合してないっていうふうに見受けられますね。
1:36:47	NGの方だと、
1:36:50	116%以下って書いてあるんや希望してるんですけど。
1:36:54	なんで、片方だけ適合してて、そのは基準のほうに適合しなくていいのかなと思ったんでそういうわけではない。
1:37:15	中国電力の尾川です。
1:37:20	発火基準の方ですと1.16を超える以前というところなので、1.16まで含まれているのかなという認識なんですけども。
1:37:30	そういう意味ではどちらも適合しているということで考えております。
1:37:35	以上です。
1:38:01	清長南すいませんちょっと私勘違いしてこういう意見なんで
1:38:06	1.1倍でも大丈夫です。わかりましたすみませんありがとうございます。
1:38:31	規制庁中野室、こちらから以上ですけど藤さん何かありますでしょうか。
1:38:48	規制庁フジタです。
1:38:54	私からはですねと比較表の4ページになるんですけども、
1:39:01	本ページの一番最初の下線のところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:04	ゲインドイ2のI14っていう前提、どっかに説明とかどこにあるか、説明されてるんでしょうか。
1:39:22	中国電力の鷹野です。現状こちらの弁については特に場所というのは本資料内での説明はございません。
1:39:31	等がですね先ほどご指摘いただいた系統図を設けるとい、ご指摘ございましたけれども、そちらに含めるようにしたいと考えてございます。以上です。
1:39:42	わかりました。他の弁のところについて補足で書いてあったので、ケーブルにつけてもらってわかるようにしていただけるなら大丈夫で、
1:39:56	中国電力の高野です。ご指摘承知いたしました。以上です。
1:40:08	あと比較表の7ページの3.11の評価方針のところなんですけれども、すみませんお書きで書いてある、LBB概念は適用しない。
1:40:19	このNTP関連っていうのはこういう
1:40:25	産物による参照部分とかそういうところに使う概念として、基本的には一般的なもので、特段補足とかに記載する必要はないっていう理解でよろしいでしょうか。
1:40:40	中国電力の鷹野です。こちらのLBB概念というのはですね、ジャグの4613の中に記載されている文言その通りとなりますので、特に記載は必要ないかなと考えてございます。以上です。
1:40:56	規制庁藤田です。ジャンプに入ってるので、ここにも書いてあるってことで理解しました。
1:41:02	私からは以上です。
1:41:21	あ、きちっとイワサキです。
1:41:24	ちょっと
1:41:27	落藤の方にちょっと戻ってしまって恐縮なんですけれども、よろしいですか。
1:41:38	中国電力原です。
1:41:40	お願いします。
1:41:48	北電のプロジェクトの配下の説明書の水ドイ社引いのう。
1:41:57	では、
1:41:59	図面がついてたと思うんですけど。
1:42:02	発電所内の
1:42:06	生体遮へい装置で屋外だ。
1:42:10	特化だけではないですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:17	中部電力の原です。はい、ご認識の通り、中央制御室であったり、金対象と原子炉とかと、
1:42:26	の遮へいはいろいろあります。
1:42:29	以上です。
1:42:30	規制庁イワサキ早々そうですよね。多分今回なんていうか、
1:42:36	屋外ダクトの説明だからその制定遮へいの図面として伺いだ組んでやつだけ言ったのだと、出していただいたと思うんですけど、既往値だからその、
1:42:48	例えばその、
1:42:50	一部、何か他にもあるよというのだけつけてもらってもよろしいそれでも何かあれすかね。
1:42:57	申請書としての完成版になった時って、
1:43:01	生体遮へいの図面ってこ。
1:43:04	伺いたことも含めて全部ゼロ。
1:43:07	それとも、ここ、これ以外っての変更ないんで多分、
1:43:11	屋外ダクトのやつしか出てこない。
1:43:14	どっち。
1:43:21	中国電力の原です。工藤編今回の申請で変更する範囲については、当世代遮へいの図面等は、
1:43:31	提出させていただいております。以上です。
1:43:35	早崎です。わかりました。なんで全体版になったと聞いのあれでいいと思うんですけど、
1:43:43	図面だときに、なんていうかマナーを聞くか何か自分なんかの、
1:43:48	今回の変更がある部分だけの図面ですよみたいな、注書きみたいなものが、
1:43:55	入ってくるっていう認識いいんですかねそういう規制を入れていただければいいかなと。要するにその正社員をこれだけじゃないよっていうのがわかれば、
1:44:04	良いと思います。そこだけちょっと
1:44:07	確認させていただきました。
1:44:11	中国電力の南です。後、承知いたしました一応ですね全科2月の2、ご説明させていただいた時の資料の方にですね、今回遮へい装置の中で、
1:44:24	関わる部分高校だけなのでここについてこの屋外ダクトの部分について説明するというその説明書の方にはその記載を入れておまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	それであとはですね今回の新規制の工認においてはですね、遮へいは中央制御室と緊急時対策所が、を、
1:44:42	追加になっておりますがこれについてはそれぞれの中央制御室や緊急時対策所それぞれの方ですね、遮へいとして徳田市ではなくて中央制御室や緊急時対策所という観点で、そちらであわせてご説明させていただいておりますので、
1:44:54	そちらの方で出させていただいております。それら合本して最後はですね一つになると思いますのでその時にまたわかるようにさせていただきたいというふうに思います。以上です。
1:45:43	きちっとイワサキさわかりましたなんで、ただ、ただ、何か今回は、何ていうか説明のしやすさの観点から多分1個1個丁寧に
1:45:53	分けていただいておりますね一体になった時は多分
1:45:58	何ていうかな、人が常時出入りするやつ。
1:46:02	の概要みたいな感じでなお、今回の申請範囲以外は変更しませんよみたいなのがついてきて、説明がついてきてそれに関する図面というのが出てくるので、
1:46:14	なので、
1:46:17	わかりわかるようになっているということで、
1:46:20	はい、理解しました。ありがとうございます。
1:46:36	規制庁中です。こちらからのコメントは以上になりますので、最後の確認だけさせていただければと思います。よろしいでしょうか。
1:46:51	中国電力の尾川です。
1:46:54	先ほど、電動機のところで、回転速度が一定であるというところについてご質問いただきましたけども、ご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
1:47:07	お願いします。
1:47:09	はい。中国電力の尾川です。
1:47:12	こちらにつきまして誘導電動機の回転速度というものにつきましては、誘導電動機の中に入ってる固定し、あとはその電源供給側の周波数でも決まっているものでありまして、
1:47:28	例えばここで記載してます負荷が、インフラ側の水等が喪失したとしてもですね、系統側の周波数が変わるものではありませんので、結果的に誘導電動機の回転速度は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:40	一定であるというところを記載しております。ここで、その電流が変動するのみとっておりますのは、深川の負荷が軽くなったことによって消費電力が、
1:47:52	減りますので、そういうことで消費電力が変わることからすると、の電圧は一定ですので、電流が変動すると。
1:48:03	いうところで、電流は変動、深場の電流は変動するんですけども、周波数、供給側の週は電源周波数は変わりませんので、結果的に電動機の回転速度が一定であると。
1:48:15	いうことでオーバースピードとならないということを説明したものになっております。
1:48:20	以上です。
1:48:47	規制庁岩崎です。
1:48:50	バーガー負荷が落ちてもないので、流れ高電圧が一定で負荷悪くなって、
1:48:58	意味が増えるけれども、
1:49:05	空回りするだけで、別に、
1:49:08	回転速度は変わらない。
1:49:11	よく、
1:49:14	中国電力の尾川です。
1:49:17	ご認識の通りでして、系統の電圧が変わらない、周波数が変わらないことには、誘導電動機の回転速度も変わらないということになります。
1:49:28	以上です。
1:50:53	きちっとイワサキ、
1:51:03	努力。
1:51:06	うん。
1:51:11	本的その周波数。
1:51:14	藤。
1:51:17	遠慮。
1:51:19	工藤。
1:51:22	影響してて電力は電圧と電流で変わります。
1:51:29	結局、
1:51:33	円、
1:51:35	負荷が落ちるだけで、
1:51:38	水力自体は変わってない。
1:51:44	中国電力の尾川です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:47	負荷が落ちますと、
1:51:50	が軽くなりますので、
1:51:54	出力の
1:51:56	消費電力ですね、こちらにつきましては電流、消費電力が少なくなる方向に動きます。この場合システムの電圧としては、高圧であれば6.9キロボルト。
1:52:09	低圧であれば460Vということでシステムの電圧は別の発電機がありましてそちらで供給しているものですので、こちらは電圧は変動することがないと。
1:52:21	ということで、消費電力が下がる。
1:52:25	方向に動くということは電流が結果的に少なくなると。
1:52:29	ということで、諸電流が変動するのみと。
1:52:32	ということになります。
1:52:34	回転速度につきましては、系統側の電圧、別の発電機なり、
1:52:40	等で発電している、電圧になりますけども電圧周波数になりますけども、こちらの周波数は変わりませんので、電動機の回転速度としては、一定を維持し続けるということになります。
1:52:53	以上です。
1:54:03	規制庁たごめん、ちょっと私がちょっと勘違いしてたんでと。
1:54:10	負荷が落ちても別に、
1:54:12	当間回す側は一定でまわし続ける。
1:54:16	のでうちにその深川の李林。
1:54:20	江田出力がは変動するのは別に、
1:54:27	動かず、供給側のあれが一定で別に深川はどうなっても、どうなってもいいって言い方あれですけど、深川は別に減っても増えても、
1:54:37	供給側一定を維持し続けるってということですか。
1:54:44	中国電力の尾川です。ご認識の通りです。はい。
1:55:03	規制庁八木沢わかりましたすみませんありがとうございました。ちょっとあんまり何かお勉強的なところで申し訳なかったすみません。ありがとうございます。
1:55:16	規制庁永沢ではコメントの確認に受けたいと思ってよろしくお願います。
1:55:28	中国電力の山根です。ただいま画面を共有しておりますが、規制庁側見えておりますでしょうか。
1:55:36	見えてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:39	中国電力の山根です。承知いたしました。それでは本日のコメントについて確認させていただきます。まず、屋外ダクト、
1:55:47	ノーコメントですけれども、二つございまして、一つ目が補説の 40 ページでして、
1:55:53	残りの線源配管についても、配管表面からの距離を記載すること。
1:55:59	二つ目ですけれどもこちらの方節の 4143 ページで、式中の除染係数の記載を追加すること。以上の 2 点となっております。
1:56:09	続きまして飛散物による損傷防護のコメントですけれども、
1:56:14	上から順番にナンバー1で、比較表の 8 ページでして、204613 と S R P 3 ポツ 6 ポツ 2 が、評価部位で適用する規格を変えているように読めるため、
1:56:25	こちらも考慮していることがわかるよう記載を検討すること。
1:56:28	二つ目に、徒歩鉄での R C P B 拡大範囲等ボトムドレンライン変更範囲について系統図で示すを検討すること。
1:56:36	三つ目ですけれども、同説明書の 6 ページで、電動補機について、電流が変動しても改善することが一定とあるが、
1:56:45	練乳が変動しても改善速度が変わらない理由を拡充すること。
1:56:49	四つ目ですけれども説明書の 7 ページで、1 泊について、万一という記載につきまして、他の工藤保険料に調速装置があるのであればその旨の記載を検討すること。
1:57:00	また適用規格についても記載を検討すること。
1:57:04	五つ目に、説明書の 7 ページで、
1:57:06	まずタービン駆動補機には非常調速装置の機能確認として、オーバースピード状態にして確認するとあるが、他の保菌は記載が異なる理由。
1:57:15	記載がない理由を説明すること。
1:57:18	六つ目に、比較表の 16 ページで、3、
1:57:22	図 2 ポツ 3 のうち、
1:57:24	ポツ並びに等の表現について記載を検討すること。
1:57:28	七つ目に比較表の 9 ページで、パイプホイップレストレイント等の要否について検討すること。
1:57:35	八つ目に補足の 12 ページで、パイプホイップレストレイントについて、どのような配管変位を考慮しているかわかるように、図中で説明すること。
1:57:45	9 個目ですけれども比較の 12 ページで、非常用調速装置がない設備が 1 基であれば、説明を備考に記載するよう検討すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:55	10 個目ですけれども補足の 17 ページ、表 4-1 について、バーの意味を注記で説明すること。
1:58:01	最後になります、11、五名で補足の 32 ページで、
1:58:07	%m i n の単位について説明書側と単位の統一を検討すること。
1:58:13	以上となります過不足ありましたら、お願いいたします。以上です。
1:58:23	規制庁の仲村です。パイプラインとの配管変異なんですけど、
1:58:32	図 19 でなくてもいいんで、わかるようにしていただければ、ちょっと私のイメージだと、説明書の行動例を示すの下に、
1:58:45	つくようなイメージでしゃべっちゃったんで、また千住宇宙でも構わないんですけどわかりましたと思うんですよろしくお願いします。
1:58:53	中国電力の山田です承知いたしました。D o s e 中という言葉消して、説明することということに代えさせていただきます。以上です。
1:59:14	中国電力の山根です。こちらからの、どう、
1:59:18	ご提案といいますかご確認なんですけれども、藤。
1:59:21	丹物による損傷僕の今ハッチングしているナンバー3 のコメントなんですけれども先ほど回答させていただいた内容になるんですけれども、こちらコメントとして残した方がよろしいでしょうか。
1:59:34	以上です。
2:00:06	きちっとイワサキです。はいさっきの説明で概ね、
2:00:10	理解いたしましたので、大丈夫です。椎葉。
2:00:16	なんかもうちょっと、
2:00:21	は、わかりやすいというかさっきの説明がもうちょっと、
2:00:27	今の記載でもう十分読めるという、R E D Y 社間いいんですけどもうちょっと何か読めるように、
2:00:33	ちょっと。
2:00:35	拡充みたいなのができればやっていただきたいと思いますけどそれは別に残さなくて適宜対応していただければ、構わない。
2:00:45	はい、ありがとうございます。
2:00:48	中国電力山根です。承知いたしました。
2:00:51	以上です。
2:00:59	規制庁中根です。藤田さん何かありますか。
2:01:06	規制庁藤田です。私からは、大丈夫です。
2:01:11	規制庁中林それでこちらからは以上になりますけど蝶理の方から何かありましたらお願いします。
2:01:23	中国電力山根です。こちらからはございません。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:29	規制庁中根です。はい、わかりました。それではこれでヒアリングの方を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。
2:01:40	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。